(下線部分は改正部分)

					(下标师为7450年前为
	改 正 後			改 正 前	
(定義)			(定義)		
第3条 この規格に	おいて、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄	のとおりとする。	第3条 この規格には	おいて、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同志	そ右欄のとおりとする。
用 語	定	義	用語	定	義
(略)	(略)		(略)	(略)	
家 き ん	鶏、うずら、だちょう <u>、七面鳥</u> 、あひる及びかも(か	いもにおいては、あひる	家 き ん	鶏、うずら、だちょう、あひる及びかも(かもに	おいては、あひるとの交雑
	との交雑種を含む。以下同じ。) をいう。			種を含む。以下同じ。)をいう。	
(略)	(略)		(略)	(略)	
別表3 平均採食量			別表3 平均採食量		
家畜又は家きんの		1日当たり平均採	家畜又は家きんの	家畜又は家きんの種別	1日当たり平均採
種類	※田人は冬さんり/理別	食量	種類		食量
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
肉を生産すること		1. 0kg	(新設)	(新設)	(新設)
を目的として飼養		2. 5kg	(4)1827	(7)1847	(A) IBA
するだちょう	- 7 4 M S 1988	<u>=8</u>			
卵を生産すること	採卵開始以降	2. 0kg	(新設)	(新設)	(新設)
を目的として飼養					
する雌だちょう					
七 面 鳥	8週齢未満	106 g	(新設)	(新設)	(新設)
	8週齡以上	318 g			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	肉を生産すること		1.0kg
			を目的として飼養	3月齢以上	<u>2.5kg</u>
			<u>するだちょう</u>		
(削る)	(削る)	(削る)	卵を生産すること	採卵開始以降	2.0kg
			を目的として飼養		
(3)			する雌だちょう		
(注) (略)			(注) (略)		
別表5 畜舎又は家	きん全の最低面積		 別表5 畜舎又は家る	きん全の最低面積	
家畜又は家きんの		ん全の最低面積	家畜又は家きんの		1家きん舎の最低面積
種類	が出する人は外でル1切コにナツ田日人は外C	, ひ口 *ノ科、内内田11只	種類	次田 1 次入13 次でル 1 切 コ に ノ ツ 田 日 入 16	^ か C / U ロ * / AX PX III/I II
(略)	(略)		(略)	(略)	
肉を生産すること			肉を生産すること	1 111	
を目的として飼養			を目的として飼養		
		l			

-	する七面鳥以外の	
8	家きん(28日齢以	
	降のものに限	
L	る。)	
Ì	卵を生産すること	(略)
2	を目的として飼養	
-	する <u>七面鳥以外の</u>	
8	家きん(28日齢以	
	降のものに限	
	る。)	
-	七面鳥(8週齢以	0. 3 m²
1	降のものに限	
Ŀ	<u>る。)</u>	

(注) (略)

別表6 野外の飼育場の最低面積

家畜又は家きんの	家畜1頭又は家きん1羽当たりの野外の飼育場の最低面積
種類	
(略)	(略)
肉を生産すること	(略)
を目的として飼養	
するだちょう <u>及び</u>	
七面鳥以外の家き	
ん (28日齢以降の	
ものに限る。)	
卵を生産すること	(略)
を目的として飼養	
するだちょう <u>及び</u>	
七面鳥以外の家き	
ん (28日齢以降の	
ものに限る。)	
だちょう (3月齢	6.6㎡(ただし、野外の飼育場の短辺及び長辺の長さは、飼養するだちょう
以降7月齢未満の	の数にかかわらず、それぞれ5m及び20m以上とする。)
<u>ものに限る。)</u>	
だちょう (7月齢	16.5㎡ (ただし、野外の飼育場の短辺及び長辺の長さは、飼養するだちょ
以降のものに限	<u>うの数にかかわらず、それぞれ5m及び20m以上とする。)</u>
<u>る。)</u>	
七面鳥(8週齡以	<u>0. 3 m²</u>
降のものに限	
<u>る。)</u>	
かも(28日齢以降	水田3分の1アール

する家きん (28日 齢以降のものに限 る。)	
卵を生産すること を目的として飼養 する家きん (28日 齢以降のものに限 る。)	(再各)
(新設)	(新設)

(注) (略)

別表6 野外の飼育場の最低面積

別表 6 野外の飼育場	易の最低面積
家畜又は家きんの	家畜1頭又は家きん1羽当たりの野外の飼育場の最低面積
種類	
(略)	(略)
肉を生産すること	(略)
を目的として飼養	
するだちょう以外	
の家きん(28日齢	
以降のものに限	
る。)	
卵を生産すること	(略)
を目的として飼養	
するだちょう以外	
の家きん(28日齢	
以降のものに限	
る。)	
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
かも(28日齢以降	水田3分の1アール

1	のものに限る。)	
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	(注) (略)	

のものに限る。)	
だちょう (3月齢	6.6㎡ (ただし、野外の飼育場の短辺及び長辺の長さは、飼養するだちょう
以降7月齢未満の	の数にかかわらず、それぞれ 5 m及び20m以上とする。)
ものに限る。)	
だちょう (7月齢	16.5㎡(ただし、野外の飼育場の短辺及び長辺の長さは、飼養するだちょう
以降のものに限	の数にかかわらず、それぞれ5m及び20m以上とする。)
<u> る。)</u>	
(注) (略)	